

市001	項目名	地区公民館運営費		
予算書項目	地区公民館運営費		ページ	37
年度	R7		所属名	
会計名	事業の概要			
一般会計	【問合せ先】地区公民館係 0857-30-8178			
款	【1 1 次総の施策体系】1405			
項	【事業の経過及び背景】 地区公民館が令和3年9月1日に発行した「地区公民館だより」（ウェブサイトで閲覧可）において、相手方が著作権を有するイラストを許諾を得ずに使用し、著作権を侵害したため、使用料相当の損害賠償を求められたもの。			
目				
(単位：千円)				
補正前額	8,150			
要求額	374			
総務部長段階査定額	374			
市長段階査定額	374			
区分	補正額			
財源内訳	国・県支出金	0		
	地方債	0		
	その他	0		
	一般財源	374		
	計	374		
備考欄				

事業の概要

【問合せ先】地区公民館係 0857-30-8178

【1 1 次総の施策体系】1405

【事業の経過及び背景】

地区公民館が令和3年9月1日に発行した「地区公民館だより」（ウェブサイトで閲覧可）において、相手方が著作権を有するイラストを許諾を得ずに使用し、著作権を侵害したため、使用料相当の損害賠償を求められたもの。

【事業の目的及び効果】

イラストの無断使用による使用料相当の損害賠償を行う。

【事業の内容】

損害賠償に係る費用 374千円

- ・損害賠償の積算期間
広報印刷物 1作品 1回
ウェブサイトへの掲載 令和3年9月～令和7年10月

その他財源の内訳	
分担金	0
負担金	0
使用料	0
手数料	0
財産収入	0
寄付金	0
繰入金	0
諸収入	0
その他	0

市002	項目名	地区公民館改修等事業費		
予算書項目	地区公民館施設管理費		ページ	37
年度	R7		所属名	
会計名	事業の概要			
一般会計	【問合せ先】地区公民館係 0857-30-8178			
款	【1 1 次総の施策体系】1405			
項	【事業の経過及び背景】 旧谷地区公民館の解体工事に伴う周辺への影響を調査したところ、家屋1棟に解体工事に起因する損傷が認められた。			
目				
(単位：千円)				
補正前額	32,560			
要求額	86			
総務部長段階査定額	86			
市長段階査定額	86			
区分	補正額			
財源内訳	国・県支出金	0		
	地方債	0		
	その他	0		
	一般財源	86		
	計	86		
備考欄				

事業の概要

【問合せ先】地区公民館係 0857-30-8178

【1 1 次総の施策体系】1405

【事業の経過及び背景】

旧谷地区公民館の解体工事に伴う周辺への影響を調査したところ、家屋1棟に解体工事に起因する損傷が認められた。

【事業の目的及び効果】

解体工事による損傷が認められた家屋に対する損失補償を行う。

【事業の内容】

- ・旧谷地区公民館解体工事に伴う家屋等損失補償
補償対象家屋：1棟
補償額：85,592円

その他財源の内訳	
分担金	0
負担金	0
使用料	0
手数料	0
財産収入	0
寄付金	0
繰入金	0
諸収入	0
その他	0

市003	項目名	戸籍の振り仮名記載事務費		
予算書項目	戸籍事務費		ページ	39
年度	R7		所属名	
会計名	事業の概要			
一般会計	<p>【問合せ先】戸籍係 0857-30-8194</p> <p>【11次総の施策体系】2405</p> <p>【事業の経過及び背景】 令和5年6月2日、戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）が成立し、同月9日に公布、令和7年（2025年）5月26日施行となった。 従前、戸籍においては、氏名の振り仮名は記載事項とされておらず、戸籍上公証されていないが、この改正法の施行により、戸籍の記載事項に氏名に加えて、新たにその振り仮名が追加されることになった。</p> <p>【事業の目的及び効果】 戸籍に振り仮名を記載し公証することで、本人確認情報として利用することが可能になる。</p> <p>【事業の内容】 届出期間（令和8年5月25日）経過後の戸籍への氏名の振り仮名の記載（市区町村長記録）の一括処理を可能とする戸籍システムの機能改修を行うもの。</p>			
款	総務費			
項	戸籍住民基本台帳費			
目	戸籍住民基本台帳費			
(単位：千円)				
補正前額		15,429		
要求額		3,688		
総務部長段階査定額		3,688		
市長段階査定額		3,688		
区分		補正額		
財源内訳	国・県支出金	3,688		
	地方債	0		
	その他	0		
	一般財源	0		
	計	3,688		
備考欄				

市004	項目名	コンビニ交付関連事務費		
予算書項目	コンビニ交付関連事務費		ページ	39
年度	R7		所属名	
会計名	事業の概要			
一般会計	<p>【問合せ先】証明係 0857-30-8192</p> <p>【11次総の施策体系】2405</p> <p>【事業の経過及び背景】 平成29年6月より、マイナンバーカードを利用して各種証明書をコンビニエンスストアなどで取得できるサービス（コンビニ交付サービス）を導入した。</p> <p>【事業の目的及び効果】 市民総合窓口開庁時間に加え、早朝・夜間・休日も証明書が取得可能となり、市民の利便性向上につながる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得できる証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、戸籍謄(抄)本証明書、所得課税証明書 取得可能時間 午前6時30分～午後11時（12/29～1/3を除く） (戸籍の附票の写し、戸籍謄(抄)本証明書は平日/午前9時～午後5時) <p>【事業の内容】 戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正が令和7年5月26日に施行されたことに基づき、国籍・地域に関する52件の身分事項を追加で表示できるようにコンビニ交付システムのプログラムを改修するもの。</p>			
款	総務費			
項	戸籍住民基本台帳費			
目	戸籍住民基本台帳費			
(単位：千円)				
補正前額		19,393		
要求額		2,841		
総務部長段階査定額		2,756		
市長段階査定額		2,756		
区分		補正額		
財源内訳	国・県支出金	0		
	地方債	2,400		
	その他	0		
	一般財源	356		
	計	2,756		
備考欄				